

## 登録の申請にあたっての注意事項

- 1 登録（登録更新）申請は、京都府内の各警察署において随時（日曜日・祝日及び土曜日を除く、午前9時から午後5時45分までの間）受付けています。
- 2 登録（登録更新）の申請は、法人の主たる事務所の所在地を管轄する警察署に登録（登録更新）申請書を提出して申請して下さい。
- 3 登録（登録更新）の申請には、登録申請書（申請手数料 23,000円分の京都府収入証紙を添付したもの。）のほか、同書に規定する添付書類が必要です。
  - 定款、登記簿の謄本
  - 役員名簿
  - 各役員について
    - ・ 住民票の写し（住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる戸籍の表示（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
    - ・ アルコール中毒等ではない旨の診断書 等
  - 法人が欠格事項に該当しない誓約書
  - 登録基準に適合することに関する書類
    - ・ 所要の機械器具等を整備することに関する誓約書
    - ・ 2名以上の駐車監視員資格者証の写し
    - ・ 当該都道府県内の事務所に係る不動産登記簿謄本、賃貸借契約書  
なお、事務所に係る資料とは、申請法人の所有権、賃借権等の使用権限を証する登記事項証明書、その他の書類で賃貸借契約書の写し等、事務所の所在地を説明する資料です。
- 4 公安委員会の登録（登録更新）は、入札参加資格の1つであり、本登録をもって確認事務受託業者が決定するものではありません。
- 5 登録（登録更新）申請に係る誓約書の内容に該当する法人は、登録を受けられません。申請の際は、同誓約書の内容をよく考慮したうえで申請して下さい。
- 6 問い合わせ先  
京都府警察本部 交通指導課 電話 075-451-9111  
担当 管理係